

納骨堂の建替えについて			
問	答		
1	建替えについては、現在の使用者の同意が前提ではないのか。	建物は、市と社会福祉協議会の所有であり、使用者の同意は不要と考えます。老朽化等のため、市の判断で建替えを決定しました。	
2	建物の耐震診断をしたことの説明がなかった。建替えについて、これまで使用者に何の説明もなく使用者とのコミュニケーションがとられていない。使用者の権利がある。耐震問題があるのであれば耐震工事をする方法もあるのではないのか。	市が使用者に対し、事前に建替えについてお示ししなかったのは、反省すべき点です。両納骨堂とも老朽化のため建替えが必要と判断しました。	
3	総事業費7.3億円の根拠が示されていない。	総事業費の根拠については、「建替計画書」の14ページで、実施内容を示しています。それぞれの積算根拠はありますが、今後変わる可能性があります。	
4	現在の使用者で、建替検討委員会を発足できないのか。	建替えに関して、様々なご意見があり、意見をまとめるのは大変難しく、できるだけ皆様の意見を集約し、福祉行政を担っている市と社会福祉協議会において、建替計画を進めさせていただきたいと思っております。	
5	突然の建替えの話である。当初支払った契約金はどうなるのか。現在の使用者にメリットはあるのか。市の将来計画を考えたうえでの計画なのか。	市営納骨堂は、税金で運営している状況です。市の財政状況、将来の計画も考慮したうえでの建替え計画としています。現在の納骨堂の使用に関する契約については、現在の納骨堂があることが前提であり、その納骨堂がなくなれば契約は解除になると考えます。	
6	建替えの理由について、市営納骨堂の残存供用期間が、平成27年度の診断で15.8年とあるが、まだ使用できる社会福祉協議会納骨堂を壊して建て替える理由として、社会福祉協議会納骨堂の残存供用期間を教えてください。	社会福祉協議会の残存供用期間は調査していません。鉄筋コンクリート造りで、耐用年数はあと約8年となっています。昭和56年以前の耐震構造であり、一体的に建て替えた方が安全性がより確保できると考えます。	
追加	7	3年前のアンケートでは、80数%の回答だったとのことだが、連絡が取れない人がいれば、新納骨堂の建設が先延ばしになるのではないのか。	連絡が取れない方については官報公告を行い、1年以内に連絡がない場合は、市で改葬の手続きを行います。
新納骨堂の施設整備について			
問	答		
1	2階に水道設備を設置するのか。	検討します。	
2	納骨壇数を増やして新規募集数を増やす考えはないのか。	納骨壇数は、市営納骨堂と社会福祉協議会の納骨壇数を合わせた規模を想定しています。敷地に限りがあるので、納骨壇数を増やすことは考えていません。	
3	2階の納骨壇を訪れる人が、1階の納骨壇とご本尊の上を踏まないようにしていただきたい。	検討します。	
4	ご本尊は、2階に設置しないのか。	ご本尊は1階のみと考えています。	
5	新納骨堂については民営化ということだが、市の負担はないのか。	特定の方が利用する納骨堂のため、税金の投入は市民の理解が得にくいと考えます。ただし、市営納骨堂の解体費用は市が負担します。	
6	新納骨堂の駐車スペースは、何台分になるのか。	設計途中のため、何台かは決定していませんが、社会福祉協議会納骨堂跡地が駐車スペースになるため、現在よりは相当数確保できると思っております。	
7	身体障がい者等用駐車スペースを増やしてほしい。	車いす用駐車施設に関する基準を踏まえて適切な数を確保する予定です。	
8	納骨堂内は、くつで入れるようにしてほしい。	検討します。	
追加	9	計画書では、1階に多目的トイレが1か所となっている。通常のトイレの設置はないのか。2階にもトイレは必要ではないのか。	トイレは、維持管理の面から多目的トイレを1階に1か所と考えています。
追加	10	ご本尊は2階に設置しないとのことだが、社会福祉協議会納骨堂に2体あるため、処分するのであれば2階に設置してほしい。	2階のスペースの確保、社会福祉協議会納骨堂のご本尊の磨き直しの経費等の問題があります。現在、基本設計中のためもう一度検討します。
追加	11	納骨堂に隣接する保育園の送迎で納骨堂駐車場の利用があり、納骨堂への登り口が渋滞するので広げてほしい。	充分認識しており、道の拡幅については考えています。

納骨堂の使用について		
問	答	
1	同じ使用者が、納骨壇を2基申し込むことができるか。	現在の使用1基につき、仏壇型かロッカー型1基の申し込みが可能です。納骨壇を現在、2基以上使用している方については、同数の納骨壇を申し込むことができます。現在の使用が1基であればロッカー型も1基となります。
2	社会福祉協議会の納骨壇を使用しているが、新納骨堂の納骨壇は今のサイズより小さい。現状の骨箱が入るサイズにして欲しい。	今の納骨壇のサイズをなるべく維持できるように考えています。新納骨堂の基本設計、実施設計後お示ししたいと思います。
3	骨壺が複数あり、一部を合祀型に納める場合の費用負担はあるのか。	仏壇型は25万円、ロッカー型は8万円を予定しており、一部の遺骨を合祀型に納める場合の合祀型の費用は無料としています。
4	ロッカー型について、一番下の納骨壇は非常にお参りにくい。抽選で一番下になったら契約しない人もいるのではないかと。抽選してから契約ではないのか。	お参りの方法は様々であり、それぞれのニーズを考えなければなりません。抽選を先にするかどうかは今後検討します。
5	令和3年度末までに新納骨堂の納骨壇の「使用希望届」を提出するとなっているが、最終的に決めるのは、令和7年度でいいのか。	現在のスケジュールでは、令和6年度に新納骨堂の契約になります。「使用希望届」は、新納骨堂の設計にあたり納骨壇の希望数を調査するものです。「使用希望届」提出後に希望する納骨壇の変更があった場合は、柔軟に対応します。
6	現在ある遺骨をすべて合祀型に納めたのち、自分や親族が死亡した場合、合祀型に追加して納めることができるのか。	合祀型の契約者やその親族の方（三親等以内）が、将来合祀型への収蔵を希望される場合は、「合祀型収蔵予定者届」を提出することにより、将来、合祀型に収蔵できることとしています。
7	新納骨堂の使用取り消しについて、使用者が死亡したら1年以内に承継の届出がなければ返還とあるが、管理費を3年分滞納したら取り消しになるのと比べて短くないか。	祭祀の承継に時間がかかる場合も想定されますので、今後検討させていただきます。
8	社会福祉協議会の納骨壇を使用しているが、既存の納骨壇を利用すれば費用が抑えられるのではないかと。	市営納骨堂の納骨壇は落とし込みになっており、再利用はできません。双方の納骨堂は昭和の時代の建設であるため、納骨壇については、新たなものを設置させていただきます。
9	合祀型について、納骨堂内に設置する予定はあるのか。	「納骨堂建替計画書」では屋外での設置のイメージ図を掲載していますが、屋外に設置するか屋内に設置するのかが検討中です。
10	納骨壇は、宗教は関係なく使用できるのか。	仏教の宗教宗派に関係なく使用できます。神道の方も仏壇型であれば、神道仕様にすることも可能です。
11	仏壇型での契約後、合祀型を使用することはできるのか。	仏壇型やロッカー型で契約した場合は、将来ご遺骨を合祀型に無料で移すことができます。
12	仏壇型を契約した後、承継者が合祀型に移した場合、仏壇型はどうなるのか。その場合、仏壇型の使用料は返還してもらえるのか。	仏壇型については、「納骨壇返還届」を提出し、返還していただきます。返還の際、使用料の返還はありません。
13	仏壇型の希望が集中した場合、希望通りにならないことはあるのか。	「使用希望届」を提出していただき、希望数を把握して新納骨堂の設計をすることになります。
14	納骨壇の場所の抽選はどのように実施するのか。	抽選方法については、公平性が保たれる方法を、市と社会福祉協議会で協議して決定します。
15	合祀型について、合祀型に収蔵する際は、袋に入れないのか。	袋等には入れず、そのまま納める予定です。
16	合祀型に納めた場合、承継者がいない場合はそのままでもいいか。	合祀型については、年間管理費は無料となり、年3回の法要も予定していますので、承継者がいなくても問題ありません。
17	合祀型は、宗教によって分けられるのか。	合祀型は宗教によって分けることはできません。
18	合祀型に納骨する際は、お経や祝詞をあげるのか。	検討します。
19	合祀型は、骨壺から出して収蔵するとのことだが、骨壺や納めない遺骨は処分してもらえるのか。	合祀型には、遺骨を骨壺から出して収蔵します。骨壺や合祀型に納めない遺骨の処分は使用者にてお願いします。
追加	20 仏壇型を希望しているが、鍵は何個渡されるのか。25万円の使用料に鍵の料金は含まれているのか。	鍵は社会福祉協議会が管理します。骨壺の出し入れが必要な場合は事前に社会福祉協議会に連絡していただき、職員立ち合いの元、鍵の開閉を行います。鍵の料金は使用料に含まれると考えます。仏壇型納骨壇の上部の扉は施錠しません。
追加	21 市営納骨堂と社会福祉協議会納骨堂は、建設当時の経緯が異なるため、新納骨堂では、1階が現在の市営、2階が社会福祉協議会と階を分けて欲しい。	今回は、新規に建て替えるので、階を分ける考えはありません。公平を期すため、抽選で納骨壇の位置を決めたいと思います。
追加	22 なぜ神道の様式がないのか。神道の様式を検討して欲しい。	仏壇型については、神道の方も利用可能としています。新納骨堂では1壇ごとに扉が開閉でき、神道でも利用可能とする予定です。
追加	23 納骨堂使用希望届を出すことで、どの型になるか振り分けをするということか。希望に沿わないこともあるのか。	仏壇型、ロッカー型、合祀型の3タイプを考えており、納骨堂使用希望届を提出していただくことにより、納骨壇の数や配置を考えます。なるべく希望に沿うようにしたいので、納骨堂使用希望届の提出をお願いします。

納骨堂建替えに関するQ&A

R4. 3. 25現在

納骨堂の使用料について		
問	答	
1	2階はトイレも水道設備も本尊もないので、1階と同じ料金なのはおかしい。	使用する納骨堂の場所につきましては抽選とさせていただきます。均一料金とさせていただきます。
2	建設費用の積算根拠が示されていない。仏壇型、ロッカー型の金額の積算根拠がない。	総事業費の概算7.3億円は、建物だけでなく外構工事や駐車場工事、ご本尊の磨き直し等を含めた金額となっています。このうち市が税金で負担するのは現在の市営納骨堂の解体費用等です。残る部分は、社会福祉協議会の負担で新たに建設します。現在、総事業費は具体的に決まっておらず、すべての金額が確定するのは、令和7年度以降になります。
3	現在の納骨堂の契約時に契約書を取り交わしている。この契約が継続するのであれば、新納骨堂の使用料負担は、不要ではないのか。40~50年経過したらまた同じことになるのか。	現在使用中の納骨堂についての契約は、納骨堂がなくなれば契約も解除になると考えます。納骨堂という建物がある契約であり、建物自体がなくなれば契約自体も終了し、40~50年後に建て直す場合も同様と考えます。
4	納骨堂の使用料が最終的に決定するのはいつか。どのように通知してもらえるのか。	納骨堂の使用料の金額を示したうえで、「使用許可申請書」を提出していただくことになりますので、それまでには金額の確定をしたいと思います。通知方法は、郵送やホームページでの掲載等を考えています。
5	納骨堂の使用料は、当初の1回限りでいいのか。	使用料は、当初の1回のみお支払いいただきます。
6	新納骨堂では、合祀型を申込みして、将来、仏壇型やロッカー型の利用を申し込む場合は、新規の金額になるのか。	現在の使用者に納めていただく金額ではなく、新規の金額になります。
7	今後、納骨堂の金額は今示されている金額から変更する予定はあるか。	今のところ、納骨堂の金額の変更は考えていません。
8	ロッカー型について、上の位置の使用料金を高く、下の位置の使用料金を低くするなど金額に差をつける考えはないのか。	今のところ、ロッカー型の位置によって金額に差をつける考えはありません。
9	合祀型は1壇あたり3万円となっているが、骨壺がいくつあっても3万円か。	合祀型は、遺骨を骨壺から出して収蔵しますので、骨壺の数に関わらず3万円としています。
10	契約後最初に支払う使用料は、分割納付ができるのか。	使用料は一括納付をお願いします。
11	耐用年数が残っている社会福祉協議会納骨堂を一体的に建て替えるのは、新納骨堂を使用しない場合、不利益でしかない。そのため、一律の金額を返金したうえで、納骨堂の使用料を検討できないか。	市営納骨堂の建替えの方針が示されたことにより、耐力度調査の結果を踏まえ、社会福祉協議会納骨堂につきましても市営納骨堂と一体的に建て替えることを決定しました。現在の納骨堂に納骨しているかどうかや新納骨堂の希望の有無にかかわらず当初いただいた使用料を返還するという考えはありません。
12	新規加入者用に納骨壇数を多く設置し、現在の使用者の負担額を減らすという考えはないのか。	新規加入者の使用料は、現在の使用者が負担する使用料よりも高い金額の設定を考えています。現在の使用者の使用料を減額する考えはありません。
管理費について		
問	答	
1	仏壇型とロッカー型の管理費は、どちらも1万円で同じ料金か。	仏壇型もロッカー型も同じ納骨堂の中に設置のため同一料金で考えています。
2	祭祀の承継について、使用者が死亡した場合、当該使用者に代わり祭祀を主宰する者が社会福祉協議会の許可を受けて承継し使用できるとあるが、使用者が存命でも成年後見人がついた場合などに限っては、管理費を複数年前納し、永代供養にすることはできるか。	祭祀の承継者を毎年把握することが必要と考えているので、管理費を複数年前まとめていただくことは、前向きに考えておりません。
3	管理費の根拠が示されていない。管理費は高すぎるのではないか。	管理費の積算根拠は、現在ははっきりとお示しできませんが、管理をする上での費用の項目は、法要、水道光熱費、消耗品、火災保険、人件費、通信運搬費、清掃等の委託管理費、エレベーターのメンテナンス費が考えられます。
4	管理費の収入支出については、公開して欲しい。	管理費については、毎年管理費のお支払いについての文書を送付する際に、決算の報告等を同封したいと考えています。
5	現在使用している納骨堂の管理費は無料で契約していたと思うが、建替えにより管理費が必要になるのは法的に問題ないのか。	建物の取り壊しにより現在の契約は終了し、新納骨堂は、申し込みにより新しい契約を結ぶこととなります。法的には、現在の契約と別の契約になると考えます。管理費につきましても、新たな契約によりお願いすることとなります。
6	管理費は、将来メンテナンスのために値上げするのではないか。	予想できないような災害がおきて、納骨堂がひどく傷む場合があるかもしれないが、大きな災害等がないのに値上げをするのは運営主体である社会福祉協議会として控えなければいけないと思います。
7	管理費1万円について詳細が知りたい。通常のメンテナンスでかかる費用を想定して算出しているのか。人件費や光熱水費がどのくらいかかるのか詳細を提示して欲しい。	次回の説明会の際に、詳細な項目の資料を配布したいと思います。将来にわたるメンテナンスの内容についてもお知らせできる時期が来たら提示する予定です。

納骨堂建替えに関するQ&A

R4.3.25現在

遺骨の一時収蔵について

	問	答
	1 市営納骨堂の遺骨が、社会福祉協議会内に一時収蔵される間の納骨やお参りはどうなるのか。	社会福祉協議会内の一時収蔵場所は壁で覆い、どのあたりに遺骨が置かれているか分からない状態になります。納骨やお参りできるかどうかは、今後検討します。
	2 市営納骨堂の遺骨を社会福祉協議会の一時収蔵場所に保管している間に新規の納骨となった場合は、どうしたらいいか。	新納骨堂完成までは、社会福祉協議会納骨堂使用者であれば、納骨は可能です。市営納骨堂使用者の遺骨の一時収蔵場所は、新たな納骨はできないため、ご自宅等で保管いただきたいと思います。今後の検討事項とさせていただきます。
	3 市営納骨堂から社会福祉協議会納骨堂内の一時収蔵場所に移動する際の遺骨の取り出しについて、立ち合いはできるのか。	市営納骨堂に納めている遺骨の取り出しについては、専門業者をお願いすることとしています。約1000基の納骨壇になるので、一つ一つの立ち合いはできないと専門業者から聞いています。自宅での仮安置を希望する場合、遺骨の取り出し方法が分からない場合は、市にご相談ください。
	4 市営納骨堂の遺骨を一時収蔵場所に移動する際、一部のみ自宅に持ち帰り、残りは一時収蔵場所に保管する等細かい指定はできるのか。	遺骨の一部を自宅に持ち帰ることは可能としています。
追加	6 一時収蔵場所への遺骨の移動について、業者が行なうとのことだが他の納骨壇の遺骨と混在しないか心配である。	遺骨の移動は専門業者が行ないます。心配な方につきましては、自宅にお持ち帰りいただくことも可能にしたいと思います。
追加	7 自宅に遺骨を持ち帰る際に許可が必要か。	申請書を提出していただき、証明書を発行します。

祭祀の承継について

	問	答
	1 三親等以内の親族であれば、祭祀の承継ができるか。	現在の使用者が存命の場合は、使用者の同意を得たうえで祭祀を主宰する承継者に名義人を変更することができます。親族の範囲や住所の制限はありません。

新規の申し込みについて

	問	答
	1 新規の申し込みの金額の想定はいくらか。	現在の納骨堂使用者が優先的にかつ新規申し込みの方より安価で使用できるように考えており、新規申し込みの金額は現在の利用者より高い金額を設定する予定です。
	2 新納骨堂は、現在の納骨堂の利用者が利用できる規模とのことだが、新規使用者のために、納骨壇の数を増やすべきではないのか。	現在、使用していない納骨壇があり、また、新納骨堂は使用しないとの申し出もあるので、新規の募集もできると考えています。

手続きに関する書類について

	問	答
	1 市営納骨堂から社会福祉協議会内の一時収蔵場所に遺骨を移動する際に、「改葬許可申請書」を提出するとなっているが、現在、納骨壇の中に遺骨がない場合でも提出するのか。また、遺骨がなくても「納骨堂使用希望届」は必要か。	現在、納骨壇に遺骨がなければ、「改葬許可申請書」の提出は不要ですが、「納骨堂使用希望届」は、納骨壇の種類と数の把握のため提出をお願いします。
	2 申請書等の書類のやり取りは、メール等のデジタルでも対応できるのか。	申請書等の書類は、書面での提出をお願いします。
	3 現在、納骨壇に遺骨はない。新納骨堂は使用しない。手続きはどうしたらいいか。	納骨壇の中に納骨されていないか現地でご確認のうえ、返還の手続きをお願いします。名義人死亡の場合は、名義人変更と返還の手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。
	4 現在、納骨されているが、他の納骨堂に移すので新納骨堂は使用しない。どうしたらいいか。	「改葬許可申請書」と「名義人変更届」（返還届）を社会福祉協議会に提出→社会福祉協議会が埋葬納骨の証明をした「改葬許可申請書」を福津市うみがめ課に提出→改葬の順で手続きをお願いします。詳細はお問い合わせください。

その他

	問	答
	1 忠霊塔はそのままなのか。	忠霊塔の移転の予定はありません。
	2 骨壺のサイズを今より小さいサイズにしたいと思っている。業者が運び込む前に自分で移し替えをすることになるのか。	小さな骨壺に変えて、納まりきらない遺骨は、合祀型に納めていただくこともできます。移し替えの作業は、ご自身で行っていただきます。詳細につきましては、改めてお示しさせていただきます。
追加	3 駐車場について、車いすの方等が利用する屋根付きの駐車スペースがあった方がいい。	駐車場の屋根は設計の中で盛り込めるか検討します。
追加	4 「建替計画書」の新納骨堂の使用規程の概要では、管理費を3年分滞納したら使用許可を取り消すとなっているが、使用者の死亡後1年以内に祭祀承継者の届け出がなければ使用許可を取り消すとなっている。1年は短くないか。	今後の検討課題とします。